



あなたの「やってみたい」を応援します

# つしま夢まちづくり提案事業

## 令和8年度提案分



つしま夢まちづくり提案事業とは、  
「津島市をもっとよくしたい!」「こんな活動をしてみたい!」  
という団体さんの思いを応援する事業です。  
自分たちで考え、実施してみたい事業を  
市に提案してみませんか?

### 問合

津島市 市民生活部 市民協働課

電話:0567-55-9298 FAX:0567-58-4133

Email:community@city.tsushima.lg.jp

# 目次

## つしま夢まちづくり提案事業

1. 対象となる事業・団体 .....	P.1
2. 募集部門 .....	P.2
3. 対象となる経費 .....	P.2
4. 申請について .....	P.3
5. 「チャレンジ部門」の審査から交付の流れ .....	P.4~7
6. Q&A .....	P.8

## つしま夢まちづくり提案事業

市民活動団体※が自ら企画し、実施する事業を市に提案してください。  
事業内容を審査し、市が補助金を交付します。

### 1. 対象となる事業・団体

市に寄与する個性あるまちづくりを促進し、公益性のある市民活動※に係る事業で、市民活動団体※が実施するものです。

ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ・ 国、県、市、公益法人、民間企業等から補助、助成等の資金援助を一部でも受けている事業または受ける予定の事業
- ・ 構成員相互の親睦のみの事業または特定の人、もしくは団体の利益を目的とする事業
- ・ 当該年度内に完了しない事業
- ・ 連続して3回補助を受けた団体（ただし、最終事業実施年度の翌年から起算して3カ年度経過後から申請可）
- ・ 同年度内において補助（交付決定）を受けた団体

※市民活動とは…

市内に居住するか否かを問わず、まちづくりに関して責任と義務を自覚し、まちづくりの主体となる者による公益性のある活動をいう。

※市民活動団体とは…

次のいずれにも該当する団体

- ・ 団体の行う活動が非営利、公益的、自発的である
- ・ 宗教活動または政治活動を目的としていない
- ・ 反社会的な団体でない
- ・ 公序良俗に反する団体でない

## 2. 募集部門



### チャレンジ部門 (令和8年度提案・実施分)

対象となる団体	満18歳以上、2人以上で構成する団体
申請条件	事前に申請内容について相談が必要 ※市に相談日時を予約してください。
申請期間	令和8年4月1日(水)～ 令和8年12月25日(金)午後5時【必着】
対象となる 事業実施期間	交付決定後～令和9年3月10日(火)
補助限度額	10万円(補助率 10/10)(千円未満切捨て)

## 3. 対象となる経費

補助対象となる経費は以下のとおりです。

区分	経費の種類
報償費	講演会の講師や調査・研究等を専門家へ依頼した場合の謝礼など
旅費	交通費、宿泊費など
需用費	機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費など
役務費	通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、通行料など
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

- ・ 市民活動団体の運営経費および人件費、事業の実施に直接かかわらない物品等の購入費は対象となりません。
- ・ 団体会員が経営等に関与している企業等へ支出する経費は対象となりません。
- ・ 備品(1万円未満は消耗品で計上)は対象になりません。リース・レンタルは対象となります。
- ・ 補助金申請額は、総事業費から収入(参加費などの受益者負担分)や自己資金等を除いた額となります。(材料費分としての実費徴収分は除く)

$$\boxed{\text{総事業費}} - \boxed{\text{参加費などの受益者負担}} - \boxed{\text{団体自己資金など}} = \boxed{\text{補助金申請額}}$$

- ・ 交付決定前に着手した経費等は対象となりません。

- ・ 事業完了後に、補助対象事業にかかる全ての支出を確認できる書類(領収書等)が必要となります。

## 4. 申請について

事前に、申請内容について相談が必要です。

下記へ相談日時を予約してください。

担当:津島市市民協働課  
時間:午前8時30分~午後5時15分  
電話:0567-55-9298

### 申請に必要なもの

- ①交付申請書
- ②団体概要書
- ③事業計画書
- ④収支予算書
- ⑤団体の構成員名簿

※様式は市ホームページ(<http://www.city.tsushima.lg.jp>)からもダウンロードできます。

※基本的に補助金は完了払いですが、自己資金が足りない等事情がある場合は、前払い(概算払い)ができます。申請時までにご相談ください。

### 提出方法

必要書類を下記のいずれかの方法で提出してください。

FAXおよび記録媒体での提出は不可です。

- ・ 持参
- ・ 電子メール
- ・ 配達記録が残る郵便物で送付(提出期限必着)

〒496-8686 津島市立込町2-21  
津島市役所 市民協働課(市役所2階)  
電話:0567-55-9298  
メール:community@city.tsushima.lg.jp

### その他

- ・ 補助事業を変更または中止をする場合は、変更届を提出してください。
- ・ 申請書類はワード入力とし、手書きは不可です。
- ・ 申請または補助事業の実施にあたり、不正な行為があったときや交付条件に違反したときは、交付決定の取り消し、または交付された補助金の返還を求めます。
- ・ 提出された申請書等は返却しません。また、いただいた情報は基本的に公表の対象としますのでご了承ください。

## 5. 「チャレンジ部門」の審査から交付の流れ



## チャレンジ部門 (令和8年度実施分)

令和  
8年度

### 事業内容の事前相談

市に相談日時の予約をしてください



### 補助金等交付申請

必要書類を市へ提出してください



### 交付決定

### 不交付決定

書類審査により、交付・不交付が決定されます(後日通知)



### 事業の実施

交付決定通知が届いたら、事業を実施してください



### 実績報告

事業完了後30日以内または令和9年3月31日までに報告書を提出してください



### 補助金交付額確定

実績報告をもとに、補助金の交付額が確定されます(後日通知)



### 補助金の請求と交付

補助金交付額確定通知が届いたら、補助金の請求をしてください

前払い(概算払い)を希望する場合は、申請時までにご相談ください。

## 5-1. 審査について

書類審査を行います。

### 審査項目

公益性、計画性、継続性、効果・波及性、先進・独創性、自立・発展性、実現性、熱意等の視点から、次の各項目について審査します。

- ①公益性・・・市民のニーズに応え、公益の向上が期待できる  
(特定の個人や団体の利益活動ではない)
- ②効果・波及性・・・事業の効果が期待でき、その効果が広く市民にいきわたる
- ③先進・独創性・・・先駆的で独創性あふれる取り組みである
- ④自立・発展性・・・自己努力による資金確保に努めるなど、今後の自立および発展が期待できる
- ⑤実現・計画性・・・スケジュール、予算等において適正な計画がなされている
- ⑥熱意・継続性・・・事業に対して熱意があり、次のステップへの展望が見込まれている

## 5-2. 交付決定したら

交付決定通知が届いたら、事業を実施できます。

※計画内容に変更が生じる場合は、すみやかに変更申請書をご提出ください。

ただし、変更内容により、補助決定額が減額となる場合があります。

### 5-3. 事業が完了したら

事業完了日から起算して30日または令和9年3月31日までのいずれか早い期日までに実績報告書をご提出ください。

### 5-4. 交付額が確定したら

交付額確定通知が届いたら、請求書をご提出ください。

#### 請求に必要なもの

- ①請求書
- ②団体名義の通帳の写し(キャッシュカードでも可)

※団体名義の口座がない場合は、個人口座でも構いませんが、  
団体代表者から受領者へ、交付金を受け取ることの委任状が必要です。

## 6. Q&A

### 申請するまで

<p><b>Q. 2団体が協働で実施する事業の場合、1団体ずつ申請をしてもいいですか。</b></p> <p>A. 1事業に対する補助のため、複数団体で協働をしても団体ごとの申請はできません。また、補助金の上限金額も変わりません。</p>	<p><b>Q. 申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。</b></p> <p>A. 実施年度において、類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。</p>
<p><b>Q. 団体の構成員が複数の団体に所属しています。その複数の団体が同年度に申請することはできますか。</b></p> <p>A. 申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は申請可能です。</p>	<p><b>Q. 協働している団体への謝礼やチラシ印刷代等の支払いは補助対象となりますか。</b></p> <p>A. 対象となりません。支払う場合は、補助対象から除外してください。</p>
<p><b>Q. 昨年度と同じ事業を提案してもいいですか。</b></p> <p>A. 同じ事業を提案することはできますが、継続することでより効果が出る内容であることを明記してください。交付・不交付の決定は、審査会（もしくは書類審査）で行います。</p>	<p><b>Q. 消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。</b></p> <p>A. 団体会員が経営等に関与している企業等へ支出する経費は対象となりません。購入する場合は、補助対象から除外してください。</p>
<p><b>Q. 補助金を3回連続で受けましたが、4回目の申請はできますか。</b></p> <p>A. 補助を3回連続で受けた場合、事業完了年度の翌年度から起算して3年度経過後に申請することができます。その際は、連続して最大3回の補助を受けられます。</p>	<p><b>Q. 参加者からの参加料・負担金等の事業収入があってもいいですか。</b></p> <p>A. 参加者から参加料・負担金等収入を得る場合は、計画に収入として計上のうえ、総事業費から収入額を差し引いた額を申請してください。</p>
<p><b>Q. 補助金の前払いを受けることはできますか。</b></p> <p>A. 市長が必要であると認めたときは可能です。申請時に市に相談してください。</p>	<p><b>Q. 申請書類は手書きでもいいですか。</b></p> <p>A. 申請書類は、ワード等の形式に入力してください。手書きは不可です。</p>

### 申請から事業完了まで

<p><b>Q. 採択された場合、事業完了後に申請額の満額を受け取れますか。</b></p> <p>A. 報告書の書類審査をしたうえで、対象とならない経費を除外した金額が交付されます。そのため、必ず満額交付することを約束するものではありません。</p>	<p><b>Q. 交付決定後、申請した事業に対して類似する別の補助金がもらえることになりました。どうすればいいですか。</b></p> <p>A. 1事業に対して複数の補助金を交付することはできません。速やかに交付変更申請書をご提出ください。交付後に判明した場合は、決定を取り消しのうえ、補助金を返還していただきます。</p>
<p><b>Q. 全ての支出に対して領収書は必要ですか。</b></p> <p>A. 必要です。内訳が分かる領収書（レシートも可）にしてください。なお、団体会員や協力団体への支払いは補助対象となりません。</p>	<p><b>Q. 事業完了後、申請時より対象経費が増えましたが、補助金額の増額はありますか。</b></p> <p>A. 対象経費が多くなっても、交付決定額からの増額はありませぬ。</p>